

改正入管法対応！適正な外国人雇用をするために ～受入れまでの流れと労務管理のポイント～

2019年4月から改正入管法が施行されました。新たな在留資格「特定技能」が創設され、人材確保が難しい業務での外国人の就労が可能となり、深刻な人手不足の解消が期待されています。しかし一方で、外国人を雇用するためには、手続きを適切に行い、また外国人労働者が安心して働き続けられる環境を整える必要があります。

そこで、本セミナーでは、企業が適正な外国人雇用をするための支援を目的として、法改正の概要や外国人雇用の具体的な流れ、労務管理のポイントなどについてわかりやすく解説します。

日 程	テ ー マ	講 師
1月24日 (金) 14時～16時	○外国人雇用の基礎知識と雇用までの流れ ・在留資格とは （改正入管法で新設された「特定技能」を中心に） ・外国人労働者受入れまでの流れと企業が行う手続き	弁護士 片岡邦弘 氏
1月30日 (木) 14時～16時	○適正な外国人雇用をするための労務管理のポイント ・労務管理上の注意点（採用時・在職中・離職時） ・外国人雇用に関するトラブル事例と対処法	

※天災等による交通機関運行の影響により、セミナー開催を中止又は延期することがあります。

- ◆ 会 場 台東区役所 10階1001会議室
 (台東区東上野4-5-6 裏面地図参照)
- ◆ 対 象 使用者、人事労務担当者、テーマに関心のある方
- ◆ 定 員 100名(要事前申込、先着順受付。定員に達した場合は、ご了承ください。)
- ◆ 申込方法 インターネット、電話、FAX(申込用紙は裏面)で下記へお申し込みください。
- ◆ 申 込 先 東京都労働相談情報センター亀戸事務所 事業普及担当
 TEL 03(3682)6321 FAX 03(3684)6026
 インターネット <https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/seminarform/index/menu/>

《 共 催 》 東京都労働相談情報センター亀戸事務所
 台東区文化産業観光部 産業振興課



改正入管法対応！適正な外国人雇用をするために ～受入れまでの流れと労務管理のポイント～

令和2年1月24日(金)、30日(木)14時～16時

[受講申込書 兼 受講番号のお知らせ]

申込先 東京都労働相談情報センター亀戸事務所 事業普及担当宛

FAX: 03-3684-6026

○ファクシミリでお申込みの場合は、下欄に御記入(受講日欄に○印)のうえ送信してください。

折り返し、ファクシミリで「受講番号」を返信いたします。

○お申込み後、1週間を経過しても受講番号の連絡がない場合は、お手数ですが、当事務所まで
電話(03-3682-6321)でお問い合わせください。

お名前 (カタカナでご記入ください)	受講希望日(○印)		受講番号
	1月24日(金)	1月30日(木)	
連絡先 電話番号			連絡先 FAX 番号

●会場案内図

- ・JR上野駅下車 徒歩8分
- ・地下鉄日比谷線上野駅下車 徒歩5分
- ・地下鉄銀座線稲荷町駅下車 徒歩5分



受付処理欄

お申し込みありがとうございます。

月 日

東京都労働相談情報センター
亀戸事務所

担当: _____

⇒ 当日、会場受付で「受講番号」と
「お名前」をお申し出ください。

※御記入いただいた個人情報、当セミナーの受付・連絡用以外の目的では利用いたしません。

「とうきょう介護と仕事の両立応援デスク」(略称: 応援! はたらくかいご) のご案内

介護をしながら働くことについて、なんでもご相談ください! 専門の相談員が対応します!

☎電話によるご相談 0570-00-8915
✉メールによるご相談 hataraku-kaigo@orange.ocn.ne.jp

相談時間 月～金 11時～20時
土 9時～17時

※日曜日、休日及び年末年始は休業

※本セミナーに関するお問い合わせは、表面記載の申込先までお願いいたします。

東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は、<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/kaizen/kosei/>をご覧ください。